

横芝光町パブリックコメント手続に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、町の基本的な施策等の形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、町民の町政への積極的な参画の促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント手続 町民の生活に広く影響を及ぼす町の基本的な施策等の策定に際し、当該施策等の案その他必要な事項を公表して広く町民等から意見を募集し、提出された意見を考慮して意思決定を行う手続をいう。

(2) 町民等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 町の区域内に住所を有するもの

イ 町の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ ア又はイに掲げるもののほか、町長がパブリックコメント手続に係る事案について利害関係があると認め、別に定めるもの

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる町の施策等（以下「施策等」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 基本構想、基本計画その他町政の各分野における基本的な計画、指

針等の策定又は改定

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策等

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、施策等が次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を行わないことができる。

(1) 意見を聴取する手続が法令等によって定められている場合

(2) 迅速性又は緊急性を要すると認められる場合

(3) 町に裁量の余地がないと認められる場合

(4) その内容が軽微なものと認められる場合

(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関及びこれに類する機関がパブリックコメント手続に準じた手続を経て行った報告、答申等に沿って町長が意思決定を行う場合

(施策案の公表)

第5条 町長は、第3条各号に掲げる施策等を策定しようとするときは、パブリックコメント手続に係る必要な事項を定めた実施要領を作成し、当該施策等の最終的な意思決定の前の適切な時期に、施策等の案（以下「施策案」という。）を公表するものとする。

2 町長は、前項の規定により施策案を公表しようとするときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

(1) 施策案の趣旨及び目的

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める資料

3 前2項に規定する公表は、町長が指定する場所での閲覧及び横芝光町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）への掲載により行うも

のとする。

(意見等の提出)

第6条 町長は、前条の規定による施策案の公表の日から30日以上の期間を定めて、町民等から施策案についての意見を求めなければならない。ただし、30日以上の期間を設けることのできない特別の事情があるときは、この限りでない。

2 前項に規定する意見の提出をしようとするものは、意見を提出するに当たり、次に掲げる事項を明示しなければならない。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 意見を提出しようとする施策案の名称

(2) 氏名又は名称、住所又は所在地及び法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

(3) 前2号に掲げるもののほか、次のア又はイに掲げる町民等の区分に応じ、当該ア又はイに定める事項

ア 第2条第3号イに規定する者 その者が町の区域内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地

イ 第2条第3号ウに規定する者 町が定めたパブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する者に該当する理由

3 意見の提出方法は、次に掲げるもののうち、町長が指定する方法によることとする。

(1) 町長が指定する場所への書面等の提出

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当であると認める方法

(意見の考慮)

第7条 町長は、施策案の策定において前条の規定により提出された意見を考慮した上で、意思決定を行わなければならない。

2 町長は、提出された意見の概要及びそれに対する町の考え方並びに施策案を修正した場合にあっては、その修正内容及び理由を公表しなければならない。ただし、当該公表する情報に横芝光町情報公開条例（平成18年横芝光町条例第8号）第7条各号に掲げる非開示情報に該当する情報があるときは、この限りでない。

3 前項に規定する公表は、町長が指定する場所での閲覧及び町ホームページへの掲載により行うものとする。

(実施状況の公表)

第8条 町長は、パブリックコメント手続に係る施策等の一覧表を作成し、町ホームページへの掲載により公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この指針の規定は、この指針の施行の日以後に町が策定する施策等について適用し、この指針の施行の日の前日において、現に立案過程にある施策等については適用しない。